

宮古島の人口

令和3年1月31日現在
※人口は外国人数を含む

(1月の人口動態)
 転入 158 転出 152
 出生 40 死亡 59

総人口	55,559 (+138)
平良	37,958 (+232)
城辺	5,594 (-103)
上野	3,897 (+104)
下地	3,030 (-14)
伊良部	5,080 (-81)
男性	28,043 (+189)
女性	27,516 (-51)
世帯数	28,362 (+507)

(カッコ内は前年同月比較)

イベント & ニュース

新しい教育長に、大城裕子さんが就任 ～宮古の教育・文化力向上を目指す～

2月12日、市役所にて教育長に任命された大城さんへ
辞令交付が行われました。大城教育長は「郷土の自然と
文化に誇りを持ち、心豊かで創造性、社会性、国際性に
富む人材の育成と生涯
学習の振興のために
しっかりと職務を果た
したい」と語りました。

◀辞令交付を受けた
大城教育長と
座喜味市長。

コロナ感染予防のために 請求・申請の際は

郵送・コンビニ交付 をご利用ください♪

市民課窓口への来庁が必須でないお手続きの一部について、郵送または便利な
コンビニでの交付（マイナンバーをお持ちの方）がご利用いただけます。

郵送手続きできる証明書

- 住民票謄本・抄本 (200 円)
- 住民票除票 (200 円)
- 不在住証明書 (200 円)
- 記載事項証明書 (200 円)
- 戸籍謄本・抄本 (450 円)
- 戸籍附票 (200 円)
- 除籍、改製原戸籍 (750 円)
- 身分証明書 (200 円)
- 転出証明書 (無料)

【必要なもの】申請書、本人確認書類、郵便小為替 (手数料分)、
委任状 (代理申請の場合)、返信用封筒 (要切手貼付)

【申請書の取得方法】市ホームページよりダウンロード。

コンビニで交付できる証明書

- 住民票謄本・抄本 (200 円)
※マイナンバー入りの住民票は不可
- 印鑑証明証 (200 円)
- 戸籍謄本・抄本 (450 円)
※現戸籍のみ
- 所得課税証明書 (200 円)

【必要なもの】マイナンバーカード
(4桁の暗証番号を入力します)
【利用時間】6時半～23時
※12月29日～1月3日を除く

問 市民課 窓口係 ☎ 72-3751 (代) *詳しくは市民課までお電話ください。

犬の飼い主さんへ 守ってね！散歩のマナー

- ふんは持ち帰りましょう
※持ち帰るための道具を持って出かけましょう
- リード (2m 以内) を必ずつけましょう
- 放し飼いは条例違反です

問 環境衛生課 ☎ 75-5121

会員募集!!

60歳からの新しいステージへ
詳しくはシルバー人材センターへ

高齢者活躍人材確保育成事業
(公社) 沖縄県シルバー人材センター連合
TEL (098) 871-0330

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業

小児・障がいのある方は 航空運賃の還付請求ができます！

(宮古 - 那覇、宮古 - 石垣、下地島 - 那覇)

航空運賃の還付請求ができる方

沖縄県離島住民割引運賃カードをお持ちの方

- ①小児 (搭乗日時時点で11歳以下)
- ②障がい者手帳 (身体・精神・療育) を
お持ちの方及びその付添い1名

※先特割、特割等の運賃は還付対象外です。

請求に必要なもの

- ①搭乗券またはご搭乗案内の原本
(紛失した場合は、搭乗者名及び搭乗種別、
搭乗日明記の領収書 + 搭乗証明書、e チケ
ットお客様控え + 搭乗証明書でも可)
※スカイマークを利用した際は、
必ず領収証が必要です。
- ②離島住民割引運賃カード
(搭乗券購入時及び搭乗日に有効期限が
切れていないこと)
- ③還付金を振り込む口座の通帳
- ④請求者本人の確認書類 (免許証等)
- ⑤障がい者手帳
- ⑥印鑑 (シャチハタ不可)

●還付対象の航空運賃種別と還付金額

対象路線	航空運賃及び対象者 (片道)			
	離島割引運賃		小児運賃	障がい者 割引運賃
	小児	障がい者		
宮古 - 那覇	1,850 円	1,200 円	3,600 円	4,650 円
宮古 - 石垣	1,200 円	750 円	2,400 円	3,100 円
下地島 - 那覇	1,000 円	1,000 円	3,600 円	3,600 円

■対象期間

R2 年 4 月 1 日～R3 年 3 月 31 日までの搭乗分
(スカイマークは R2 年 11 月 26 日搭乗分から
適用です)

■請求期限 R3 年 4 月 2 日 (金) 16 時まで

※期限日前は窓口が大変混み合いますので、
搭乗後その都度申請することをお勧めします。

問 市民課 ☎ 72-3751 (代)

担当課が変更になりました！

沖縄県離島住民など交通コスト負担軽減事業 (航空運賃の一部還付) につきましては、
今年度より **担当課が変更**となりました。

申請の際は市民課での受付となりますので
でお間違えのないようご確認ください。

旧担当課

↓

新担当課

地域振興課

↓

市民課